

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項 **（新設）**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る免税・還付措置（漁業関係）				
税 目	石油石炭税（租法第 90 条の 3 の 4）				
要 望 の 内 容	<p>船舶（漁船）の動力源に供する軽油の引取りに係る石油石炭税の上乗せ税率部分についての免税・還付措置</p> <p>地球温暖化対策のための税</p> <p>① 石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率が上乘せされる。</p> <p>② 特例により上乘せされる税率は、原油及び石油製品については 1 キロリットル当たり 760 円。</p> <p>③ 改正は平成 23 年 10 月 1 日から実施され、所要の経過措置が講じられる。</p> <p style="text-align: center;">H23. 10. 1～ 250 円 H25. 4. 1～ 500 円 H27. 4. 1～ 760 円</p> <table border="1" data-bbox="874 1137 1489 1249" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">▲102 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲102 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲102 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 船舶の動力源に供する軽油をできるだけ安価で安定的に供給し、生産コストの軽減を通じて漁業者の経営の体質強化を図り、水産物の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は約 17% と高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。 このため、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担を軽減し、生産コストの低減により漁業者の経営の安定化を図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>								
		<p>政策の達成目標</p>	<p>生産資材コストの低減により漁業者の経営の安定化を図り、水産物の安定的な供給を確保することを達成目標としている。</p>								
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>								
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>								
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>								
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(人)</td> <td>60,968</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table>	区分	24年度（見込み）	対象者数(人)	60,968	適用数量(千kl)	408	減税見込額(百万円)	102
		区分	24年度（見込み）								
	対象者数(人)	60,968									
	適用数量(千kl)	408									
	減税見込額(百万円)	102									
<p>— 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給が期待される。</p>										
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>軽油引取税の課税免除の特例</p>									

	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	軽油は漁業者にとって必要不可欠な生産資材であり、燃油コストの軽減を図るため、税制による措置が適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—